

生徒指導基準 <東濃地区児童・生徒への指導基準>

東濃地区小中高特生徒指導連絡協議会
東濃地区PTA連合会
多治見・恵那地区高等学校PTA連合会

☆ 下記の行為は、法律、条例で禁止・制限されています。



- ◇ 飲酒、喫煙、覚醒剤・危険ドラッグ・シンナーの所持・使用、接着剤等の乱用、無免許運転（原付、自動二輪、自動車）
 - ◇ パチンコ店への入場・成人向け映画への入場、有害指定図書・有害玩具の購入及び所持
 - ◇ **カラオケボックスなどの遊技場への18歳未満の夜10時以降の入場（ただし、保護者同伴の場合は除く）**
 - ◇ **夜10時から翌日の朝4時までの間の18歳未満の外出（ただし、保護者同伴の場合は除く）**
- ※スマートフォン等の携帯電話へのフィルタリング、インターネット利用状況の把握・家庭でのルールづくりをする義務（青少年健全育成条例改正）

☆ 東濃地区の小中学校・高等学校・特別支援学校では、児童・生徒の健全な育成という観点から、下記の基準で指導をしていきます。

	項 目	小 学 生	中 学 生	高 校 生
1	ゲームセンター	保護者同伴	保護者同伴	望ましくない
2	ゲームコーナー（各種店舗、ボウリング場等遊技施設に併設されたものを含む）	保護者同伴	保護者同伴	社会のモラルやルールを守り、高校生としての自覚をもち、安全に気を付けて生活しよう。 
3	映画館、ボウリング場、バッティングセンターなど	保護者同伴	保護者の許可	
4	カラオケボックス	保護者同伴	保護者同伴	
5	酒類を提供する飲食店・喫茶店	保護者同伴	保護者同伴	
6	登山、スキー、キャンプ、海水浴、川遊泳	成人責任者同伴	成人責任者同伴	
7	夜間外出	夜9時以降は望ましくない 保護者同伴なら可	夜9時以降は望ましくない 保護者同伴なら可	
8	アルバイト	特別許可以外は禁止	特別許可以外は禁止	各学校の規則による
9	スマートフォン等のネット機器の使用・所持	使用させる場合はフィルタリングをしたもの 家庭でのルールを作成		
10	ネット機器の学校への持込み	禁止（事情がある場合は学校に相談）		

2021（令和3）年 4月1日改正

※ 児童生徒が自律する心を持ち、自分をコントロールできる力を育成するための指導の主体は家庭であり、保護者です。
裏面「解説」をよく読み、地域・PTAの一員として、東濃地区の保護者みんなで同じ指導をしていきましょう。

保護者の皆様へ ～東濃地区児童・生徒への指導基準についての解説～

「岐阜県青少年健全育成条例」では、青少年が社会の一員としての使命及び役割を自覚し、夢や目標をもって心身ともに健やかに成長するよう、家庭・学校・地域社会が役割と責任を自覚し、相互が連携して健全育成にあたることを基本理念とし、保護者には「青少年が心身ともに健やかに成長するよう、愛情と理解をもってその育成に努めなくてはならない」とその責務を示し、学校や地域社会と協力していくことを課しています。東濃地区「生徒指導基準」は、本条例の精神に則り、青少年の健全な育成を図るために、保護者、学校、地域社会の代表者である、東濃地区小中高生徒指導連絡協議会、東濃地区PTA連合会、多治見・恵那地区高等学校PTA連合会によって取決められた、生徒指導上の「指導基準」です。

3ボウリング場、バッティングセンター等の施設は、「スポーツ施設」という側面と「遊技施設」という側面とを持ち合わせています。児童生徒の健全育成という観点とスポーツ振興という観点から、小学校児童は保護者同伴が望ましく、中学校生徒には親の許可をお願いします。ただし、こういった施設に併設されているゲームコーナーについては、ゲームセンターと同様、保護者同伴をお願いします。

5酒類を提供する飲食店・喫茶店については、営業形態が様々であり、一律に規制することは困難です。基本的には、児童生徒に対して理由なく外食を許可することなく、食事は家庭で提供することを原則とし、不必要な金銭を持たせない指導を各家庭で行いましょう。やむを得ない事情がある時は、保護者の責任において、安全かつ健全な飲食店での飲食について指導しましょう。

6冬山登山については、安全を確保することは極めて難しいので、原則として行わないように指導されています。※「冬山登山の事故防止（通知）」より。

7夜間外出に関して、特別な事情、塾・習い事等で規定時間を過ぎる場合は、保護者の責任で安全に留意してください。

9ネット機器とは、スマートフォン、携帯電話機、iPod touchやウォークマンなどの音楽再生プレーヤー、3DSやPSP・PSVitaなどのゲーム機器、Androidタブレット・iPadなどのタブレット、Wi-Fi接続できるデジタルカメラなど、インターネット回線に接続できる全ての機器を指します。

○「岐阜県青少年健全育成条例」の改正（H26. 10. 1施行）により、青少年にスマートフォン等の携帯電話でインターネットの利用をさせる場合（所持させる場合）には、保護者は以下の2つの義務を負います。

（1）フィルタリングサービスを利用しない場合、「正当な理由」を記載した書面を携帯電話事業者（販売店）に提出する

（2）家庭において、青少年のインターネット利用状況を適切に管理し、家庭でのルールづくり等に努める

つまり、児童生徒にスマートフォン等の携帯電話を使わせる場合は、フィルタリングサービスを利用し、且つ、保護者が子どもの利用状況を管理し、家庭でのルールづくりをして、保護者の責任において適切な利用をするよう指導をしなくてはならないということです。

○「フィルタリングサービス」は、スマートフォン等の携帯電話の3G・4Gといった携帯電話回線（LTE電波含む）に関わる閲覧制限設定であり、無線LAN回線（Wi-Fiなど）には対応していません。スマートフォンを児童生徒に使用させる場合は、別にフィルタリングソフトウェア（アプリ）の設定も必要です。同様に、無線LAN回線（Wi-Fiなど）を使いインターネット回線に接続できる機能のある、iPod touchやウォークマンなどの音楽再生プレーヤー、3DSやPSP・PSVitaなどのゲーム機器、Androidタブレット・iPadなどのタブレットを児童生徒に使用させる場合は、フィルタリングソフトウェア（アプリ）の設定をするか、ペアレンタルコントロール設定（説明書若しくはインターネットで設定方法が分かります）をして、保護者が利用制限設定をしましょう。

○「家庭のルール」づくりは大切です。必ず行い守らせましょう。成長に合わせてルールを見直し、子どもとの会話を大切にしましょう。

【例】・午後9時以降は使用しない。・自室や風呂へ持込まない。・1時間以上使用しない。・食事中は使用しない。・許可なく会員登録やダウンロードはしない。・知らない人とメールなどの通信をしない。・個人情報を書き込まない。・他人の悪口などは書かない。写真等の掲載には最大限注意する。他

※「生徒指導基準」及び「解説」については、東濃地区PTA連合会、小中高特生徒指導連絡協議会、において、毎年見直しを検討し時代に即した基準としていく。